

○にかほ市市制20周年記念協賛事業事務取扱要綱

令和7年3月19日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民や本市にゆかりのある方々と一体となり、にかほ市市制20周年を祝福するため、市民及び各種団体、事業者等（以下「団体等」という。）が主催し、ともに市制20周年を盛り上げる事業を、にかほ市市制20周年記念協賛事業（以下「協賛事業」という。）として承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 市長は、令和7年3月19日から令和8年3月31日までの間（以下「事業実施期間」という。）に、団体等が主体的に企画及び運営を行う取組、イベント等のうち次の各号のいずれかに該当する事業を協賛事業として承認することができる。

- (1) 市に対する市民の誇りと愛着が高まる事業
- (2) 市の魅力を創出又は再認識できる事業
- (3) 市民との一体感や地域の絆を強化する事業
- (4) その他市制20周年記念事業として市長が適当であると認める事業

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、協賛事業として承認しない。

- (1) 政治活動、宗教活動若しくは思想活動を目的とするもの又はそれらの活動とみなされるもの
- (2) 法令及び公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 暴力団等との関係があり、またはそのおそれがあるもの
- (4) 特定の個人、団体、企業等の営利又は宣伝を主たる目的とするもの
- (5) 市の名誉を傷つけ又は信頼を失墜するもの
- (6) その他協賛事業として不適当と認められるもの

(特典)

第3条 協賛事業の承認を受けた者は、次に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 冠名義の使用 名義の名称は「にかほ市市制20周年記念（事業名）」又は「祝にかほ市20周年（事業名）」とする。
- (2) にかほ市市制20周年ロゴマークの使用

(3) 市ホームページ等への掲載による事業の周知

(申請)

第4条 第2条第1項の承認を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、あらかじめにかほ市市制20周年記念協賛事業承認申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(承認)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その申請内容を審査し、協賛事業として承認するときは、にかほ市市制20周年記念協賛事業承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請内容が協賛事業として承認できないときは、にかほ市市制20周年記念協賛事業不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(承認内容の変更)

第6条 前条第1項の規定により承認を受けた者（以下「協賛事業者」という。）がその内容を変更するときは、にかほ市市制20周年記念協賛事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、内容の変更について承認を得なければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認変更の申請があった場合について準用する。

(承認内容の取消し等)

第7条 市長は、協賛事業の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。

(2) 第2条に規定する基準を満たさないことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定により協賛事業の承認を取り消すときは、にかほ市市制20周年記念協賛事業承認取消通知書（様式第5号）により、その理由を明記して協賛事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、第3条各号に掲げる支援内容に基づき作成した印刷物等をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、承認を得ずに第3条第1号及び第2号に掲げる支援内容を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その使用停止又は回収を求める等の適切な措置を講ずるものとする。

5 市長は、承認を取り消したことにより生じた団体等の損害について、賠償する責任を一

切負わない。

(実績報告)

第8条 協賛事業者は、協賛事業完了後30日以内又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに、にかほ市市制20周年記念協賛事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年3月19日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年4月30日限り、その効力を失う。